

別表第2

新				旧			
地区整備計画の名称	計画地区			地区整備計画の名称	計画地区		
	ア		イ～コ		ア		イ～コ
		建築してはならない建築物	省略			建築してはならない建築物	省略
東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画	本町通り地区	1 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)第2条第7号に規定するワンルームマンション建築物(以下この部において「ワンルームマンション建築物」という。)であって、延べ面積が1,500㎡以上で住戸専用面積が40㎡未満の住戸(以下この部において「ワンルーム形式の住戸」という。)の数が30を超えるもの。ただし、ワンルーム形式の住戸(寮、寄宿舎等の用途に供するものを除く。)の数から30を減じたものに2分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)の住戸について、住戸専用面積が40㎡以上で、かつ、住戸専用面積の合計を当該住戸の数で除して得た面積が50㎡以上であるものは、この限りでない。 2～3 (省略)	変更なし	東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画	本町通り地区	1 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)第2条第6号に規定するワンルームマンション建築物(以下この部において「ワンルームマンション建築物」という。)であって、延べ面積が1,500㎡以上で住戸専用面積が40㎡未満の住戸(以下この部において「ワンルーム形式の住戸」という。)の数が30を超えるもの。ただし、ワンルーム形式の住戸(寮、寄宿舎等の用途に供するものを除く。)の数から30を減じたものに2分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)の住戸について、住戸専用面積が40㎡以上で、かつ、住戸専用面積の合計を当該住戸の数で除して得た面積が50㎡以上であるものは、この限りでない。 2～3 (省略)	変更なし
	変更なし	変更なし	変更なし		変更なし	変更なし	変更なし